

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

平成28年4月1日
あわじ島農業協同組合

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

当JAでは、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るべく、次の行動計画を公表します。

◆ 1. 計画期間

平成28年4月1日 ～ 平成33年3月31日までの5年間

◆ 2. 目 標

管理職（課長級以上）に占める女性割合を倍増する。

（平成28年4月現在6名を平成33年3月末までに12名にする）

◆ 3. 取組内容

管理職または監督職の能力を有しているにもかかわらず、上位資格試験への受験を躊躇している女性職員に対して、資格試験挑戦の勧奨の実施。

【女性の活躍に関する情報公開】（令和2年4月1日現在）

- ① 採用に占める女性の割合 正職員：14.2% 契約職員：80.0%
※令和元年度採用職員実績
- ② 管理職に占める女性の割合： 8.8%
- ③ 係長級に占める女性の割合：19.2%
-

【職業生活と家庭生活との両立支援に関する情報公開】

（令和2年4月1日現在）

① 男女の平均継続勤務年数の差異

正職員	男性	16.1年	
	女性	15.5年	【差異 0.6年】

契約職員	男性	5.5年	
	女性	8.6年	【差異 3.1年】